

(趣旨)

第1条 この条例は、総合計画の策定等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 本市のまちづくりの指針となるもので、基本構想及び実施計画で構成する計画をいう。

(2) 基本構想 本市のまちづくりの基本理念、その基本理念のもとに実現しようとする市の将来像及びその将来像の実現に向けた基本目標を示すものをいう。

(3) 実施計画 基本構想を実現するための取組を具体的に示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(審議会への諮問)

第4条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、松江市総合計画審議会に諮問しなければならない。

(松江市総合計画審議会)

第5条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、松江市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、基本構想の策定又は変更について調査し、審議する。

3 審議会は、総合計画の実施状況に関する事項その他総合計画に関し必要な事項について、意見を述べることができる。

(組織)

第6条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公共的団体等の役員及び職員

(2) 学識経験を有する者

(3) 公募に応じた者

(4) 前3号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

(会長)

第7条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初の審議会の会議は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の会議は、会長が議長となる。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会の会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、政策部において処理する。

(議会の議決)

第10条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(実施計画の策定)

第11条 市長は、基本構想に基づき、実施計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第12条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(実施状況の公表)

第13条 市長は、総合計画の実施の状況について、定期的に公表するものとする。

(総合計画との整合)

第14条 市長は、個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(松江市総合計画審議会設置条例の廃止)
- 2 松江市総合計画審議会設置条例(平成17年松江市条例第20号)は、廃止する。  
(松江市議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正)
- 3 松江市議会の議決すべき事件を定める条例(平成21年松江市条例第32号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(令和4年7月12日松江市条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。